

## 「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」規約

## 第1条（趣旨）

この規約は、「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

## 第2条（目的）

本委員会は、溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及びソフト対策の検討を目的とする。

## 第3条（組織）

委員会は、事務局が設置する。

- 委員会の委員は、事務局が委嘱する。

## 第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。
- 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

## 第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て事務局が招集する。

- 委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。
- 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、行政委員の代理出席も委員会の成立数とする。
- 異常時、緊急時等、臨時に開催する必要がある時は、事務局が委員長の了解を得て臨時委員会を招集するものとする。

## 第6条（報告及び助言）

防災関係機関の実務担当者による溶岩ドーム崩壊対策等の防災に関する検討や実施状況について、事務局より委員会へ報告を行い、委員会から必要に応じ助言を頂くものとする。

## 第7条（公開）

委員会の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

- 特段の理由がある場合は、委員会の判断により非公開とすることができる。

## 第8条（オブザーバー）

雲仙・普賢岳周辺の関係機関等を委員会のオブザーバーとする。

- 委員会に参加するオブザーバーは、委員会の提言等をふまえ、必要に応じて事務局が変更するものとする。

## 第9条（事務局）

委員会の事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口は国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所に置く。

国土交通省 九州地方整備局 河川部

国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所

長崎県 危機管理監 危機管理課

長崎県 土木部 砂防課

## 第10条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第11条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成26年8月4日より施行する。

別紙

【学識委員】

下川 悦郎 鹿児島大学 名誉教授  
清水 洋 九州大学 大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター 教授  
山田 孝 北海道大学 農学研究院基盤研究部門流域砂防研究室 教授  
木村 拓郎 一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長  
高橋 和雄 長崎大学 大学院工学研究科 インフラ長寿命化センター 名誉教授  
蔣 宇静 長崎大学 大学院工学研究科 教授  
中谷 洋明 国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 土砂災害研究室長

【行政委員】

鳥巢 啓多 福岡管区気象台 火山防災情報調整官  
藤井 政人 九州地方整備局 河川部長  
荒木 秀 長崎県 危機管理監  
奥田 秀樹 長崎県 土木部長  
小村 利之 長崎県 島原振興局長  
古川 隆三郎 島原市長  
松本 政博 南島原市長  
金澤 秀三郎 雲仙市長

【オブザーバー】

服部 恭也 環境省 九州地方環境事務所 雲仙自然保護官事務所 自然保護官  
村田 孝彦 林野庁 長崎森林管理署長  
富永 雄二 林野庁 九州森林管理局 治山技術専門官  
田中 満 気象庁 長崎地方気象台 防災管理官  
永田 明広 長崎県 農林部 森林整備室長